

○茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例

平成3年3月28日

条例第2号

改正 平成6年9月30日条例第17号

平成23年3月24日条例第6号

平成26年6月30日条例第30号

令和元年6月25日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて非常時における緊急活動の円滑化を図り、もって安全で快適な市民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 公共の場所 道路（駅前広場を含む。）、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。
- (6) 放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているために、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、民営自転車等駐車場事業の育成、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等の総合的な自転車等の放置防止対策の推進に努めるものとする。

(利用者等の責務)

第4条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

- 2 駅又は停留所（一般乗合旅客自動車運送事業の停留所をいう。）の周辺の居住者は、通勤、通学等のため当該駅又は停留所への自転車等の利用を自粛するように努めなければならない。
- 3 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所、氏名等を明記するとともに、自転車防犯登録を受けなければならない。
- 4 利用者等は、自転車等の放置防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するように努めなければならない。

（平6条例17・一部改正）

(自転車の小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車に住所、氏名等を明記すること及び自転車防犯登録を受けることを購入者に勧めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置及び秩序ある駐車の指導に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該区域内に規則で定める標識等を設置しなければならない。

(放置禁止区域の指定の変更等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第10条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場又は放置禁止区域以外の適切な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、利用者等が前項の規定による指導に従わないとき、又は放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。

(放置禁止区域以外の公共の場所の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所に自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行に障害が生じている場所若しくは生ずる恐れがある場所又は非常時における緊急活動が困難となる場所であると認めるときは、当該場所に自転車等を放置しないよう周知するとともに、警告札を取付ける等の指導をすることができる。

2 市長は、利用者等が前項の規定による指導に従わず、当該場所において規則で定める期間を経過し放置されている当該自転車等を、あらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。ただし、危険防止等やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定める期間にかかわらず、移動し、保管することができる。

(平6条例17・一部改正)

(移動した自転車等の措置)

第13条 市長は、第11条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、規則で定める期間保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により保管している自転車等の利用者等を速やかに調査するとともに、規則で定めるところにより、その利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講じなければならない。

(引取りのない自転車等の処分)

第14条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転車等について、同項に規定する期間が経過しても利用者等の確認ができないとき、又は利用者等が引取らない自転車等については、これを処分することができる。

(費用の徴収)

第15条 市長は、第11条第2項又は第12条第2項の規定により移動し、保管した自転車等を返還するときは、当該自転車等の移動及び保管に要した費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を当該自転

車等の利用者等から徴収する。

(1) 自転車 1台につき2,090円

(2) 原動機付自転車 1台につき4,190円

2 市長は、第11条第2項又は第12条第2項の規定により移動し、保管した自転車等が盗難にかかったものであるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による費用の徴収を免除することができる。

(平23条例6・追加、平26条例30・令元条例3・一部改正)

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、他の法令の規定に基づく措置を妨げるものと解釈してはならない。

(平23条例6・旧第15条繰下)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平23条例6・旧第16条繰下)

附 則

この条例は、平成3年7月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第6号)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2 改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車等について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(自転車等の移動及び保管に要した費用に係る経過措置)

7 第6条の規定による改正後の茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例第15条第1項の規定は、施行日以後に自転車等を返還する場合について適用し、施行日前に自転車等を返還する場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(自転車等の移動及び保管に要した費用に係る経過措置)

10 第6条の規定による改正後の茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例第15条第1項の規定は、施行日以後に自転車等を返還する場合について適用し、施行日前に自転車等を返還する場合については、なお従前の例による。